

厚生労働省
群馬労働局発表
令和元年7月30日

【照会先】

群馬労働局労働基準部健康安全課
課長 大村悦男
主任産業安全専門官 塩野泉
労働基準監督官 杉本彩矢香
(電話) 027-896-4736

令和元年上半期(1月～6月)の労働災害発生状況等

～ 死傷者数・死亡者数とも前年より減少、熱中症による死傷者数も0～

1 令和元年の労働災害の発生状況

(資料1:「労働者死傷病報告受理件数表」、資料2:「令和元年死亡者発生状況」及び資料3:「令和元年死亡災害事例」)

群馬労働局管内における令和元年の労働災害による休業4日以上¹の死傷者数は、1月から6月までの累計で976人、そのうち死亡者数は6人となっています。

【昨年同期と比較した特徴】

- ・ 死傷者数は**47人減少**(昨年同期の1,023人から4.6%減少、全国平均は5.0%減少)
- ・ 死亡者数は**5人減少**(昨年同期の11人から45.5%減少、全国平均は4.7%減少)
- ・ 業種別では
 - ① 製造業は**53人減少**(昨年同期比15.4%減少)しているが、そのうち**食料品製造業は13人増加**(昨年同期比15.1%増加)
 - ② 運輸交通業は**6人減少**(昨年同期比4.2%減少)し、そのうち**道路貨物運送業は13人減少**(昨年同期比9.5%減少)
 - ③ 商業は**22人増加**(昨年同期比17.0%増加)し、そのうち**小売業は13人増加**(昨年同期比13.0%増加)
- ・ 事故の型別では
 - ① 「はさまれ・巻き込まれ」が**38人減少**(昨年同期比24.1%減少)
 - ② 「墜落・転落」が**18人減少**(昨年同期比10.2%減少)
 - ③ 「動作の反動・無理な動作」が**17人減少**(昨年同期比11.4%減少)
 - ④ 「激突」が**15人増加**(昨年同期比41.7%増加)

【災害(死傷者数)が全産業に占める割合が高い業種】

- ① 製造業は292人(全産業に占める割合 **29.9%**)
そのうち**食料品製造業**は99人(同 **10.1%**)
- ② 商業は151人(同 **15.5%**)
そのうち**小売業**は113人(同 **11.6%**)
- ③ 運輸交通業は137人(同 **14.0%**)
そのうち**道路貨物運送業**は124人(同 **12.7%**)

【熱中症】

熱中症による死傷者数は**0人**（昨年同期は2人）

2 労働災害の防止に向けた取組

【死傷者数が増加した業種に対する労働災害防止対策】（参考1及び参考2）

- ・食料品製造業では転倒災害、はさまれ・巻き込まれ災害など、小売業では転倒災害などによる労働災害が多いことから、個別指導、集団指導等での災害防止リーフレットによる周知・啓発活動を実施します。

【熱中症対策】（参考3）

- ・気象庁発表の関東甲信地方の3か月予報（8～10月）では平均気温が例年より高い見込みとされており、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を引き続き積極的に展開します。

【夏季休暇中の労働災害防止対策】（参考4）

- ・夏季休暇中の工場やプラント設備の点検修理時（非定常作業）における労働災害防止対策の徹底及び休暇明けの始業時における生産設備等の始業前点検の確実な実施をホームページ等で呼びかけます。

令和元年 労働者死傷病報告受理件数表

資料 1

令和元年6月末現在
群馬労働局

業種別	署別	高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減
製造業		50	128	14	80	4	13	3	292	2	-2
	食料品製造業	18	53	4	19	3	2		99	86	13
建設業		30	29	3	17	4	11	6	100	3	-3
	木造家屋等建築工事業	4	5		4	1			14	18	-4
運輸交通業		25	2	5	1	2	3	2	3	1	2
	道路貨物運送業	15	62	4	38	2	3	2	137	143	-6
林業		4		2			3	2	3	1	2
									11	7	4
商業		37	1	10	19	9	1	4	2	129	22
	小売業	29	64	4	14	8	1	4	151	100	13
社会福祉施設	13	31	3	6	2	7	1	63	57	6	
接客娯楽業		14	24	1	15	13	2	4	73	1	-1
	飲食店	2	11		7	1	2		23	65	8
上記以外の事業		42	1	14	33	8	3	6	1	3	-2
	清掃・と畜業	7	81	1	10	2		3	187	203	-16
計		207	4	46	1	41	1	28	6	11	-5
		199	402	68	203	53	52	31	976	1,023	-47
前年同期		4	2	68	2	2	1	11	11		
増減		-4	2	-22	-1	-2	1	-1	-5		
		8	7	-22	-22	-12	-3	-3	-47		

災害の種類別

災害の種類別・署別	高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減	
事故の型別	墜落・転落	34	1	5	40	5	5	1	2	-1	
	転倒	52	65	8	36	17	11	9	159	177	-18
	はさまれ・巻き込まれ	23	92	9	21	2	7	4	3	-3	
	切れ・こすれ	17	54	9	21	2	7	4	120	158	-38
	動作の反動・無理な動作	17	27	1	11	4	5		65	74	-9
	激突	31	52	6	30	3	8	2	132	149	-17
外国人の災害	10	26	1	10		4		51	36	15	
	4	26	1	17	1	2		51	45	6	

- 注 1 この表は、死亡及び休業4日以上労働者死傷病報告を集計しています。
 2 各項目の下欄は死傷者数合計、上欄は死亡者数で下欄の数の内数です。
 3 下の表は災害の種類別で、特に項目を設定して集計しています。

令和元年 死亡災害発生状況

令和元年6月末現在
群馬労働局

	29年	30年	元年	対29年比	対30年比
製造業	4	2		-4	-2
建設業		3		0	-3
運輸交通業	1	1	3	2	2
林業	1	1		-1	-1
商業	1		2	1	2
接客娯楽業	1	1		-1	-1
その他		3	1	1	-2
計	8	11	6	-2	-5

令和元年 死亡災害事例（建設業以外）

資料3

令和元年6月末現在
群馬労働局

番号	発生月 発生時間帯 労働者数	年齢 性別 職種	災害のあらまし	業種	事故の型別	起因物別
1	1月 14時頃 20人	70歳代 男 作業員	雨どい修理のため、脚立を使用して作業していたところ、バックしてきたフォークリフトが脚立に接触し、バランスを崩した被災者が、高さ約3mから墜落した。	農業	墜落、転落	はしご等
2	2月 17時頃 6人	50歳代 男 販売店員	ガソリンスタンド内において、被災者が構内を通行中、洗車機からバックで移動してきた乗用車に激突された。	燃料小売業	激突され	乗用車・バス・バイク
3	2月 9時頃 4人	60歳代 男 運転者	国道上を中型トラックを運転していた被災者が、対向車線へはみ出し、大型トラックと正面衝突した。	道路貨物 運送業	交通事故 (道路)	トラック
4	5月 3時頃 19人	50歳代 男 配達員	原付バイクで新聞配達中、国道を右折するため一時停止していたところ、後方から走行してきた乗用車に追突され頭部を強打し死亡した。	新聞販売業	交通事故 (道路)	乗用車・バス・バイク
5	5月 6時頃 26人	50歳代 男 運転者	被災者が運転する中型トラックが国道を走行中に信号待ちのため停車していた大型トラックに衝突した。	道路貨物 運送業	交通事故 (道路)	トラック
6	6月 14時頃 4人	50歳代 男 運転者	中型トラックを運転し、集荷のため国道を走行中、道路補修工事現場に止められていた工事用車両に追突した。	道路貨物 運送業	交通事故 (道路)	トラック

食料品製造業における労働災害をなくそう!!

平成 30 年に群馬労働局管内で発生した休業 4 日以上労働災害のうち、製造業は全体の 32.6% を占めており、そのうち **食料品製造業** は 28.3% を占めています。

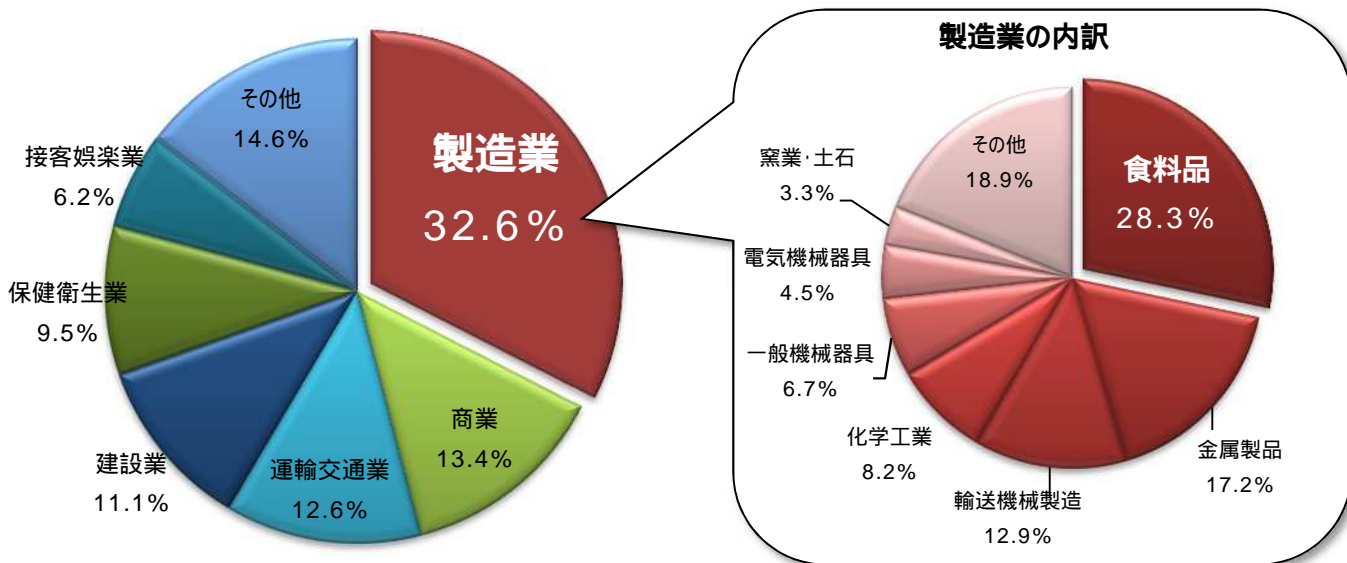


図-1,2 業種別労働災害発生状況 (平成 30 年) 資料: 労働者死傷病報告

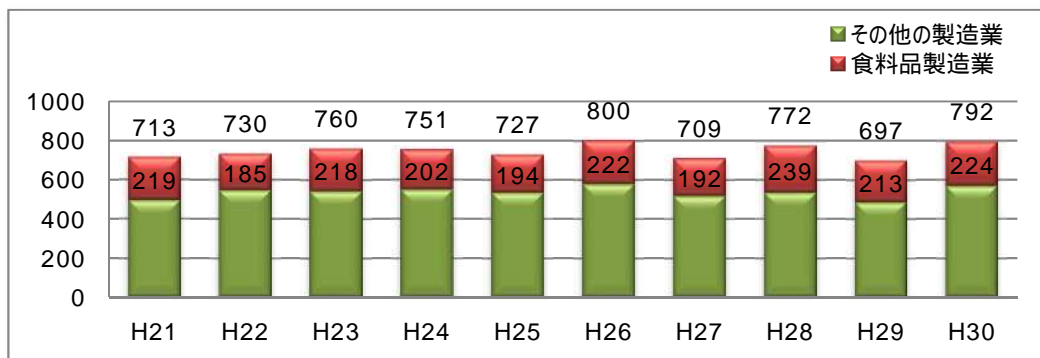


図-3 製造業及び食料品製造業における労働災害発生年別推移 資料: 労働者死傷病報告



食料品製造業における主な労働災害の発生原因は概ね以下のように分類されます。通路、作業床などでの転倒災害と、食品加工用機械などによるはさまれ・巻き込まれ災害で半数以上を占めています。

起因物別	事故の型別								
	転倒	巻き込まれ、はさまれ	切れ、こすれ	墜落、転落	物との接触 高温・低温の	無理な動作 動作の反動	飛来、落下	その他	合計
仮設物、建築物、構築物等	48	4		9		2		2	65
食品加工用機械		18	4	1				1	24
その他の一般動力機械	1	13	5	1					20
用具(はしご、パレット等)	3	1	1	6		1	4	3	19
手工具(包丁、ピーラー等)			16						16
人力運搬機(台車、かご車等)	6	5						2	13
その他の装置、設備	1	3	1		2	2		4	13
コンベア	3	8							11
その他	3	8		4	14	6	3	5	43
合計	65	60	27	21	16	11	7	17	224

その他の一般動力機械...スライサー、ファン、包装荷造機械等
その他の装置、設備...タンク、冷凍室等

図-4 食料品製造業での事故の型別・起因物別労働災害発生状況 (平成 30 年) 資料: 労働者死傷病報告

通路の整備や安全行動の徹底により労働災害を防止しましょう!!

転倒災害防止対策 4S(整理・整頓・清掃・清潔)の徹底を!

つまずき対策 すべり対策 筋力の衰えを防ぐ など



はさまれ・巻き込まれ災害対策 食品加工用機械の安全対策を!

平成 25 年 10 月 1 日から、食品加工用機械についての規定を追加した改正「労働安全衛生規則」が施行されました。

食品加工用機械(第130条2~9)	
1. 切断機・切削機の刃部で切断・切削に必要な部分	覆いや囲い等を設置しなければならない
2. 切断機・粉碎機等で原材料を出し入れする場合	運転を停止、又は治工具の使用等の措置を講じなければならない
3. 粉碎機等への転落	覆いや囲い等を設置しなければならない
4. ロール機への巻き込まれ	
5. 成形機・圧縮機での挟まれ	
一般基準(第107条)	
1. 機械の掃除・修理・調整の作業をする場合	機械を停止しなければならない 運転中の作業が必要ななら、覆いの設置や特別な運転モードを設定する

未熟練労働者に対する安全衛生教育を必ず行いましょう!

食料品製造業における労働災害による死傷者数を経験期間別で見ると、**経験期間1年以内**が最も多く、年齢別では**50歳代以上が約半数**を占めており、性別で見ると**女性が約6割**となっています。

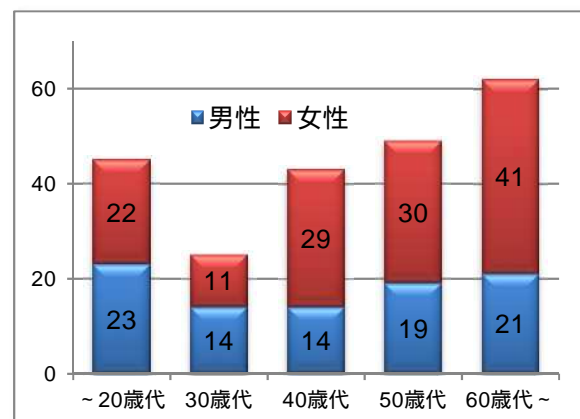
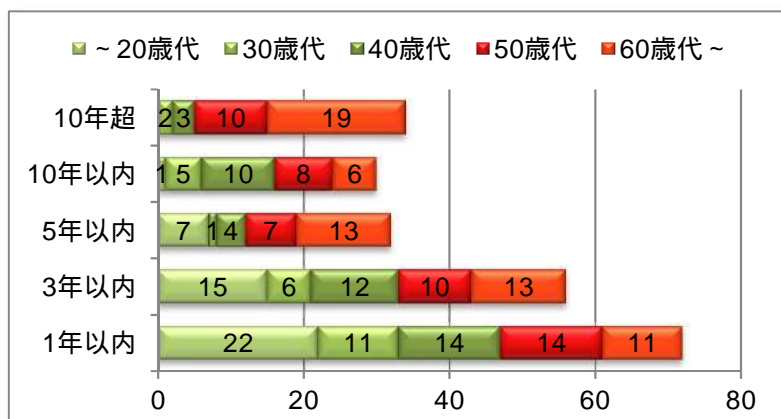


図-5 食料品製造業での経験期間別・年代別労働災害発生状況(平成30年)
資料:労働者死傷病報告

図-6 食料品製造業での性別・年代別労働災害発生状況(平成30年)
資料:労働者死傷病報告

未熟練労働者に対する**安全衛生教育**は、自ら危険を回避し安全な作業を行うことが十分でない者に対し、どのようにしたら職場で危険を回避し、安全に作業ができるかということについて、理解をし、身につけてもらうために行うものです。

高年齢労働者についても、経験年数の短い者の労働災害が多くなっており、雇い入れ時や新たな業務を担当させるに当たっては、安全衛生教育を確実に実施することが必要です。

リスクアセスメントを実施しましょう!

リスクアセスメント(危険性又は有害性等の調査)の目的は、作業現場に潜んでいるリスクを体系的に調査し、必要な措置を講じることで、労働災害を未然に防止することです。

費用、時間、労力なども勘案し、可能な限り優先順位の高いリスク低減措置を実施しましょう。



小売業の労働災害をなくそう!!

平成30年に群馬労働局管内で発生した休業4日以上の労働災害のうち、**小売業は10.4%**を占めており、全産業に占める割合は増加傾向にあります。

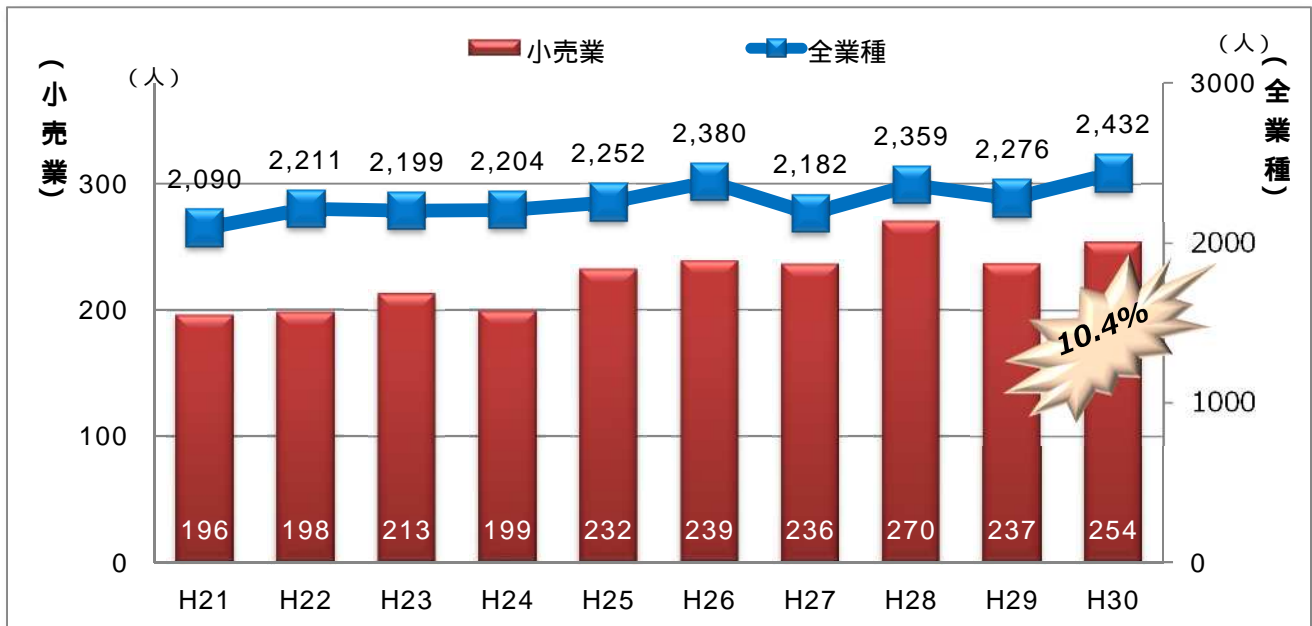


図-1 全業種及び小売業における労働災害発生年別推移 資料：労働者死傷病報告

平成30年に発生した小売業における労働災害の死傷者数を経験期間別でみると「**経験期間1年以内**」が最も多く、年齢別では**50歳代以上**で半数以上を占めています。

50歳代以上の**高年齢労働者**は、若年労働者に比べて被災した場合に休業期間が長くなり重症化する傾向にあります。

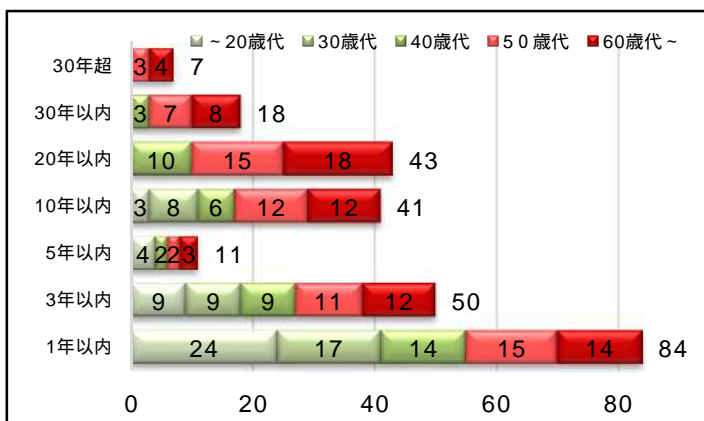


図-2 小売業での年代別・経験期間別労働災害発生状況(平成30年) 資料：労働者死傷病報告

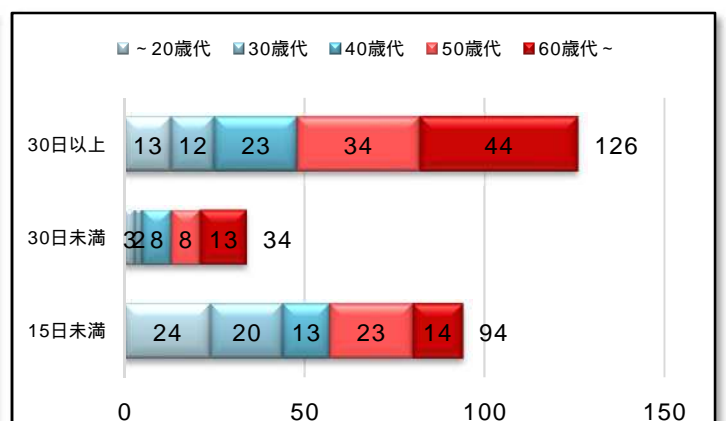


図-3 小売業での年代別・休業見込期間別労働災害発生状況(平成30年) 資料：労働者死傷病報告

小売業の労働災害を事故の型別でみると、**転倒災害(21.3%)が最も多く**、次いで**交通事故(18.1%)**となっています。

転倒災害については、高い割合で推移しています。

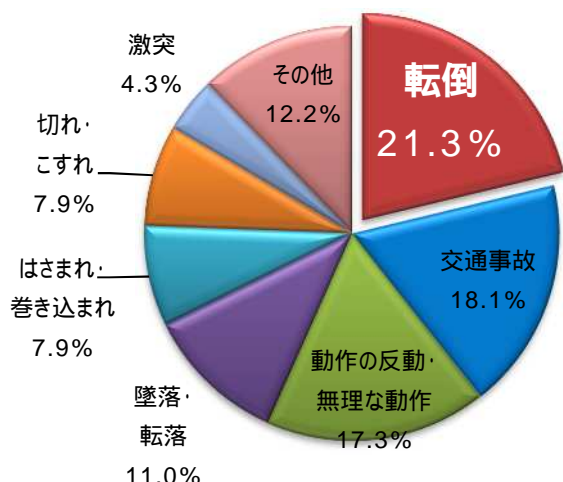


図-4 小売業での事故の型別労働災害発生状況 (平成 30 年)
資料: 労働者死傷病報告

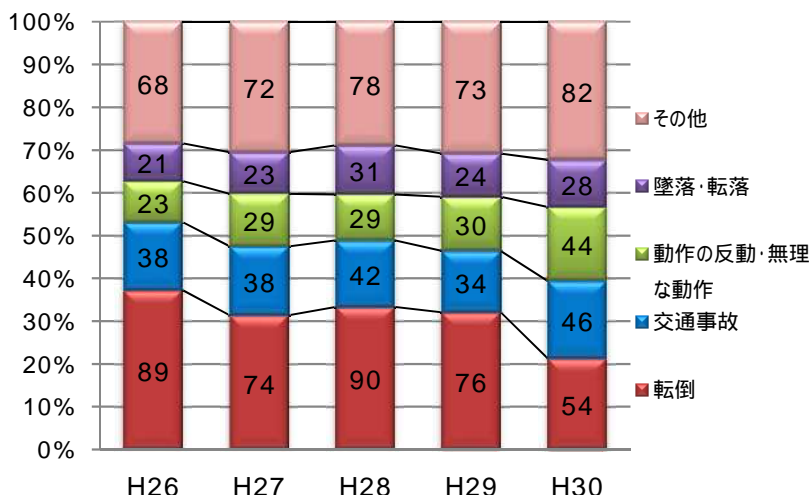


図-5 小売業での年別・事故の型別労働災害発生状況
資料: 労働者死傷病報告

転倒災害

転倒災害の多くは、**通路や作業場**でつまずいたり、滑ったりして発生しています。物等の整理整頓・清掃の不備や不安全な履物の着用が原因です。

通路等の整備や安全教育を行いましょう。

つまずき対策 = 4S (整理・整頓・清潔・清掃) の徹底

- ・通路、作業床・歩み板に物を置かない
- ・床面の凹凸をできるだけなくす
- ・通路、作業床・歩み板の損傷は早く直す
- ・通路、作業床・歩み板の照明を明るくする

すべり対策

- ・荷台、通路などの床面をよく清掃する
- ・耐滑性のある靴を使用する

筋力の衰えを防ぐ

簡単な筋力トレーニングでも転倒災害防止に効果的です



〔災害事例〕 52 歳・男性

荷物を運搬中、荷物で足元が見えず足を踏み外して転倒した。
(休業 6 か月の骨折)

交通事故

交通事故は**車やバイクでの配達中**に多く発生し、主な原因は交通ルールの不履行や悪路での減速不足等となっています。

安全な作業計画と交通労働災害防止担当者による教育を行いましょう。

〔災害事例〕 44 歳・男性

新聞配達中に、交差点でトラックと出会い頭に衝突した。(全身打撲傷で死亡)



動作の反動、無理な動作災害(腰痛)

物を持ったり、荷を移動する際に多発しており、中腰で持ち上げたり、運搬中の無理な姿勢が原因となっています。

物を持ち上げる場合は腰を落して荷を持ち上げる膝型を守り、重量制限や運搬機械を活用しましょう。



〔災害事例〕 62歳・女性
商品仕分け作業中に中腰で5～10kg程度の商品を持ったところ腰痛で動けなくなった。
(休業6か月の腰痛)

墜落・転落災害

脚立・はしご・踏み台等の用具を使用中や荷上等からの転落が多発しています。

高さに合わない短いはしごや、不安定な荷上及び不安定な踏み台の使用が原因です。

安全な昇降装置や、踏み台を使用しましょう。



〔災害事例〕 56歳・女性
高さ60cmの踏み台上で品出し中、足を踏み外して転落した。
(休業1か月の打撲傷)

はさまれ・巻き込まれ災害、 切れ・こすれ災害

店舗の食品加工場においてスライサーや包丁による災害が多く、物の鋭角部による災害もみられます。

回転刃等を内蔵している機械は、手が入らない方策や、刃工具類は手袋を使用しましょう。

人力運搬機(ロールボックスパレット、台車等)を使用する際は他の物との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路の整理整頓をしましょう。

ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することを防止するため、床・地面の凹凸や傾斜をできるだけなくしましょう。



〔災害事例〕 55歳・女性
精肉加工室でスライサー取扱中に、目詰まりを直そうと投入口に手を入れた際、巻き込まれてしまった。
(休業1か月の骨折)

安全で安心な職場をつくりましょう

小売業では、多くのパート、アルバイト、派遣従業員などが働いています。安全で安心な職場環境は、働く方にとって大切なだけでなく、顧客サービスの向上にもつながります。雇用形態に関わらず、従業員全員が積極的に安全衛生活動に取り組むことが重要です。

4 S活動 = 災害の原因を取り除く

4 Sとは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが4 S活動です。

4 S活動は、労働災害の防止だけでなく、作業のしやすさ、作業の効率化にも期待できます。



転倒なし(テントウムシ)運動 実施中!

K Y活動 = 潜んでいる危険を見つける

K Yとは「危険(K)・予知(Y)」のことです。

作業の時は、一人ひとりが「指差し呼称」をして行動確認し、「うっかり」「勘違い」「思い込み」などを防止します。

危険の「見える化」 = 危険を周知する

危険の「見える化」は、職場の危険を可視化(=見える化)し、従業員全員で共有することです。



安全衛生教育・研修 = 正しい作業方法を学ぶ

「脚立の正しい使い方」「腰痛を防ぐ方法」「器具の正しい操作方法」などを知っていれば、労働災害を防ぐことができます。

特に、はじめて職場に就いた従業員には雇入れ時に安全教育を行う必要があります。

安全意識の啓発 = 全員参加

安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣にかかわらず、従業員も全員参加することが重要です。

安全推進者の配置

安全活動は「誰かがしてくれる」では、労働災害の防止に効果のある活動はできません。

旗振り役として「安全の担当者」=「安全推進者」を配置しましょう。

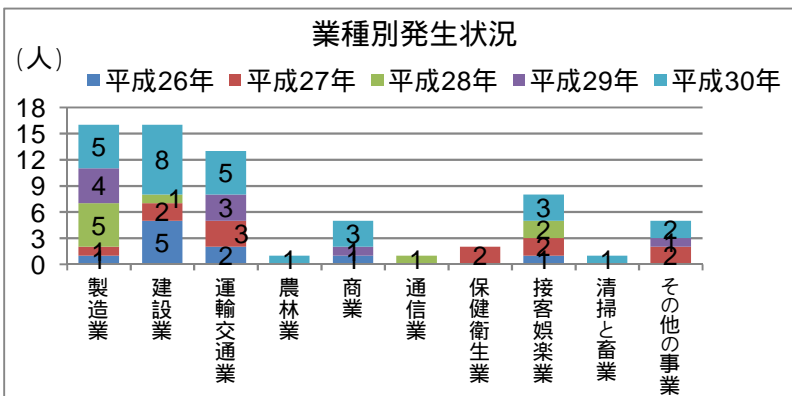
安全・安心な職場づくり

熱中症を防ごう!!

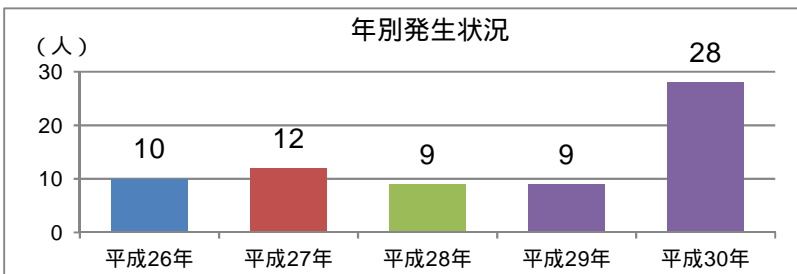
熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れ、体内の体温調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感、意識障害・痙攣・手足の運動障害、高体温等のさまざまな症状が現れます。

群馬労働局管内で休業4日以上となった熱中症による死傷者は、製造業、建設業、運輸交通業で多く発生しています。

5月から8月に発生し、7月、8月で多く発生しています（平成26年から30年の合計値）。



業種	5月	6月	7月	8月	総計
製造業		1	8	7	16
建設業			9	7	16
運輸交通業		1	6	6	13
農林業			1		1
商業		1	2	2	5
通信業				1	1
保健衛生業		1		1	2
接客娯楽業	1		5	2	8
清掃と畜		1			1
その他の事業			2	3	5
総計	1	5	33	29	68

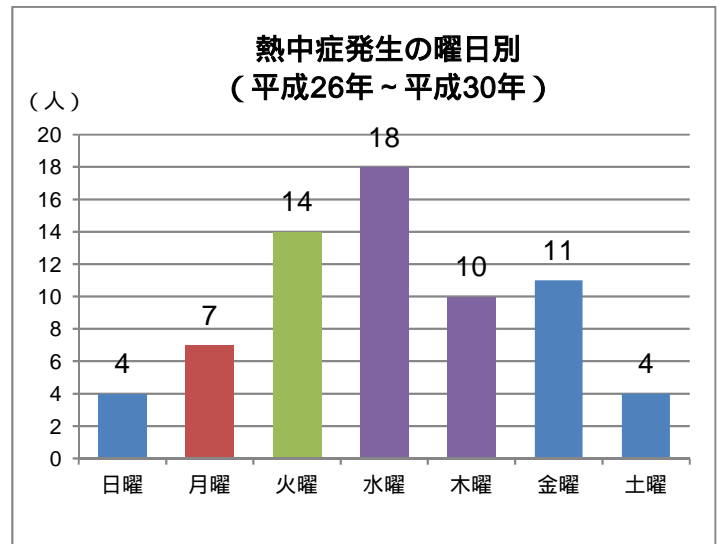
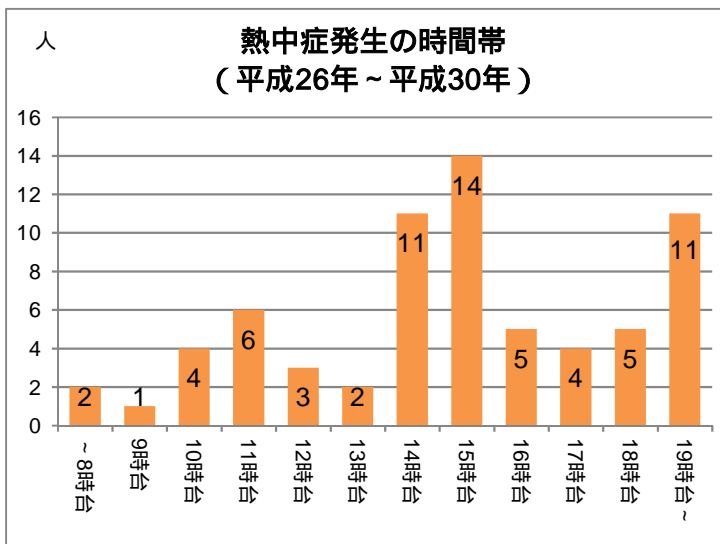


(資料：労働者死傷病報告)

(資料：労働者死傷病報告)

熱中症の発生には、気象条件（気温・湿度・風通し）・健康状態が影響します。

時間帯では14時台から16時台で多く発生しています。



(資料：労働者死傷病報告)

熱中症は**経験期間**や**年齢**に関係なく発生しています!!

年代 経験期間別	年代							総計
	-20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代		
1年以内	8	6	4	3	2		23	
3年以内	4	2	5	1	2	1	15	
5年以内		1	2		4		7	
10年以内	1	2	1	1	3		8	
30年以内	0	0	3	7	4		14	
30年超				1			1	
総計	13	11	15	13	15	1	68	

(資料：労働者死傷病報告(平成26年～平成30年))

管理者による
体調確認!!

作業前
作業後

寝不足
朝食抜き
二日酔い
不慣れ
がまん



熱中症の予防対策

WBGT値(暑さ指数)の把握は熱中症予防の第一歩です!

WBGT (Wet-Bulb Globe Temperature: 湿球黒球温度(単位:))は、労働環境において作業員が受ける暑熱環境による熱ストレスの評価を行う簡便な指標です。暑熱環境を評価する場合には、気温に加え、湿度、風速、輻射(放射)熱を考慮して総合的に評価する必要があり、WBGTはこれらの基本的温熱諸要素を総合したものとなっています。

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。

**熱中症
予防**

作業環境管理

- ◇ WBGT基準値を超え、または超える恐れのある高温多湿作業場所には熱を遮る遮蔽物や、直射日光等を遮る簡易な屋根、適度な通風を行うための設備等を設けましょう。
- ◇ 休憩場所の整備を行いましょ。

作業管理

- ◇ 休憩時間の確保や熱への順化期間を設けましょう。
- ◇ 水分と塩分の摂取を指導しましょう
- ◇ 高温多湿作業場所の作業中の巡視を頻繁に行いましょう。



健康管理

- ◇ 健康診断結果に基づく対応を徹底しましょう
- ◇ 高温多湿作業場所で作業を行う労働者については、日常の健康管理について指導を行い、健康状態について確認しましょう。

労働衛生教育

作業の管理者向け及び労働者向けに労働衛生教育を実施しましょう。

救急処置

緊急連絡網を作成し、周知しましょう。

群馬労働局
労働基準部 健康安全課

〒371-8567 群馬県前橋市大手町2-3-1
Tel 027-896-4736 fax 027-896-2111
<http://gunma-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

もっと詳しく!

職場における労働衛生対策

(2019.4)

夏季休暇中の労働災害防止対策

— 非定常作業の安全対策 —

夏季休暇中に機械・設備の定期修理や保全作業が行われることがあります。

これらの作業は日常的に反復、継続して行われる作業ではないため、「非定常作業」と呼ばれています。非定常作業は通常の作業に比べ、次のような要因で労働災害が発生するリスクが高くなると考えられています。

- 1 設備面及び管理面での事前の検討が十分でないことが多いこと
- 2 作業に従事する作業者が作業に習熟する機会が少ないこと
- 3 事業場の複数の部門（製造部門、保全部門等）、外注、下請業者等が輻輳して作業が行われること

非定常作業による労働災害を防ぐためには、次のような対策が有効です。

- 1 事前に安全な作業手順を定め、不明確な手順で作業を行わないこと
- 2 指揮命令体制を確立させ、作業中の連絡調整を密にすること
- 3 安全な作業手順を関係者に周知徹底すること
- 4 安全な作業手順が守られているか、チェックすること

また、夏季休暇明けの始業時には、定期修理等により設備が休暇の前の状態とは違っている場合もあるので、作業開始前の点検を確実に実施することが必要です。暫く作業を行っていないことから、手順ミスが発生する場合がありますので、作業標準等で定められた安全な作業手順を確実に実行することが重要です。